

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を  
公布する。

令和四年八月二十四日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第六十号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

（令和四年度における夏季休暇の特例）

第七条 令和四年九月三十日までの間に任用された職員に対する令和四年度における第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「いう。」とあるのは、「いう。」及び十月一日から同月三十一日までの期間」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

を公布する。  
会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

令和四年八月二十四日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第六十一号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

（令和四年度における夏季休暇の特例）

5 令和四年四月一日から同年九月三十日までの間に任用された会計年度任用職員に対する令和四年度における第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「同じ。」とあるのは、「同じ。」及び十月一日から同月三十一日までの期間」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年八月二十四日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第六十二号

東京都北区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区児童福祉法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一D15の項中「255,300円」を「その月におけるその児童等に係る費用の対半額」に改め、同表備考注5を削り、同表備考注6中「注5」を「注4」に改め、同表備考注6を同表備考注5とする。

別表第二C階層の部7の項中「児童福祉法」の次に「（昭和40年法律33号）」を加え、同表備考中注2を削り、注1を注とする。

付 則

この規則は、令和四年九月一日から施行する。ただし、別表第一備考及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。